

# 東伯風力発電所事故に関する対応について (状況報告)

令和2年11月4日

産業保安グループ 電力安全課

## 東伯風力発電所のブレード飛散事故の原因と対応（案）

- 日本風力開発ジョイントファンド（株）による東伯風力発電所4号機のブレード飛散事故の原因調査の結果において、東伯風力に立地する他の未補修風車（運転停止中）及び他の風力発電所に立地する未補修風車（4発電所（大山、中山、珠洲、六カ所）、いずれも運転停止中）についても、適切な補修等が必要であることが判明。
- 東伯風力及び4発電所については、第23回WGにおける議論を踏まえ、設置者による適切な補修の後、国に対し「補修結果（技術基準適合）の報告」及び「保安規程等の変更の届出」を求め、その後、国においては、電事法に基づく「立入検査」により再発防止策が適切に実行されていることを確認

## ➡ 東伯事故に係る再稼働後の立入検査実施状況について（令和2年10月28日時点）

発電所	再稼働状況（再稼働日）	立入検査1回目	2回目 ※半年定期点検後実施
東伯（9基）	×	—	—
大山（4基）	○（R2年9月25日）	R2年12月15,16日（予定）	R3年1月以降
中山（3基）	○（R2年9月25日）	R2年12月15,16日（予定）	R3年1月以降
六カ所（3基）	○（R2年6月24日）	R2年9月30日実施（問題なし）	R2年12月中
珠洲（16基）	○（R2年6月19日～8月31日）	R2年9月25日実施（問題なし）	R3年1月以降

## （一連の調査結果を踏まえた水平展開）

- 東伯風力発電所の事故原因の調査や、日本風力発電協会（JWPA）によるブレードの点検・補修に関するアンケート調査結果を踏まえると、ブレードの点検・補修に関する基準や同程度の損傷があった場合の対応が各設置者によって異なることが判明。
- そのため、公衆安全に大きくかかわる補修が必要なブレードに関する判断基準、点検方法等については、国が統一的な「ガイドライン」を策定して、最低限満たすべき水準を示すことが望ましいのではないか。（その際、JWPAが策定する「指針」との整合性にも留意する）
- 上記ガイドラインを「定期事業者検査の方法の解釈」や「使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）」等に位置づけることについて、今後、電力安全小委員会の下でのWGで検討することとしたい（2020年度中）。

## ➡ ガイドラインの策定状況について

- 業界の自主ガイドラインとして作成される指針を検討するため、JWPA内に「ブレード点検・補修指針作成タスクフォース」を設置、これまでに4回開催
- ガイドラインの対象は、「定期事業者検査の方法の解釈」の別表2の「ブレード 1. 表面の損傷、5. ブレード翼根部の損傷」
- 年内には全体概要がとりまとまる予定



ガイドラインの位置づけ等  
制度についての議論は  
**電気保安制度ワーキング  
グループ**にて実施  
(年明け以降)